

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和2年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	123,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,103,570

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業	
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他		
社 会 福 祉	社会福祉費	232,262	166,713			25,887	39,662	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業
	老人福祉費	7,139			2,210	796	4,133	老人保護措置事業、外出支援事業
	児童福祉費	556,853	397,073		5,248	62,065	92,467	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	796,254	563,786	0	7,458	88,748	136,262	
社 会 保 険	介護保険事業	186,976	5,620			20,840	160,516	介護保険事業特別会計繰出金
	国民健康保険事業	115,068	54,516			12,825	47,727	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	302,044	60,136	0	0	33,665	208,243	
保 健 衛 生	保健衛生費	5,272	1,139		563	587	2,983	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	5,272				587	4,685	
合 計	1,103,570	623,922	0	7,458	123,000	349,190		

※一般職人件費・一般事務費は除く。